

原子力発第21078号  
令和3年 5月12日

愛媛県知事  
中村時広 殿

四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員  
長井 啓介

「保安検査における指標の収集について（指示）」の失効に関する  
国からの通知について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

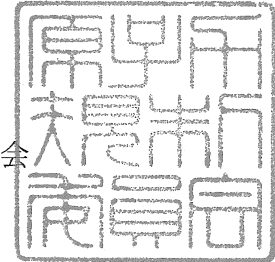
「保安検査における指標の収集について（指示）」の失効について、令和3年4月15日付けで原子力規制委員会から、別添のとおり通知がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

原規規発第 2104157 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

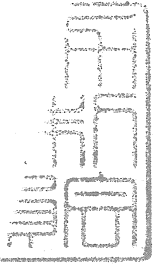
四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 殿

原子力規制委員会



「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

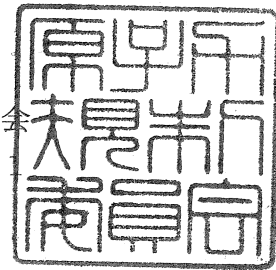
「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0 1）の失効について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-C c - 2 1 - 0 0 1）のとおり発電用原子炉設置者に対して通知することといたしました。つきましては、発電用原子炉設置者である貴社に対しても別紙の内容についてお知らせいたします。



原規規発第 2104157 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a -  
1 6 - 0 0 1）の失効について（通知）

原子力規制委員会  
NRA-C c - 2 1 - 0 0



原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者に対し、「保安検査における指標の収集について（指示）」（NRA-C a - 1 6 - 0 0 1）が令和 2 年 4 月 1 日に効力を失っていることを通知することとする。

なお、これは、「保安検査における指標の収集について（指示）」が、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 3 条の規定（以下「改正規定」という。）による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の規定に基づく保安検査の実施に関し発出したものであるところ、令和 2 年 4 月 1 日の改正規定の施行により原子力規制検査が導入され、これに伴い保安検査が廃止されたことによるものである。